

令和 8 年度

ICT モデル事業

北総中央地区情報基盤整備実証検討その 3 業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総則 (適用範囲)		
第 1-1 条	令和 8 年度 ICT モデル事業 北総中央地区情報基盤整備実証検討その 3 業務（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村 振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほ か、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものと する。	
(目的)		
第 1-2 条	本業務は、北総中央地区のモデル農地を対象に、過年度に導入した ICT 機器において、操作・管理の効率化及び作物の品質・収量の向上について 検証を行い、ICT 機器導入に向けた PR 資料を作成するものである。	
(場所)		
第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、千葉県八街市八街地内で、別 添位置図に示すとおりである。	
(一般事項)		
第 1-4 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりで ある。 1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑 な進捗を図るものとする。 2. 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者と する。 3. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資 料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。	
(土地の立入り等)		
第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりであ る。 1. 調査予定地については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものと する。 2. 作業に伴う伐採については、業務遂行上必要最小限にとどめるととも に、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、ト ラブルを生じることのないよう留意するものとする。	

項 目	内 容	備考																
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第 1－6 条	本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等																	
(管理技術者) 第 1－7 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 環境－環境測定</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画</td></tr> <tr> <td>環境部門</td><td>環境測定</td></tr> <tr> <td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する学術部門</td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティ ングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 環境－環境測定	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画	環境部門	環境測定	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 環境－環境測定																
	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画																
	環境部門	環境測定																
博士	当該業務に関連する学術部門																	
シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木																	

項 目	内 容	備考
(担当技術者) 第 1－8 条	内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。	
(配置技術書者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。	
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。	
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 1. 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な行程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 2. 本業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。 3. 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。	

項 目	内 容	備考										
(貸与資料) 第 2－2 条	本業務の貸与資料は、次のとおりとするが、これ以上に必要な資料があるときは監督職員と打合せするものとする。 <table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>北総中央地区施設管理図（西夕末端用水路）</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 20 年度 西夕末端用水路設計業務報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 ICT モデル事業 北総中央地区情報基盤整備実証検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 7 年度 ICT モデル事業 北総中央地区情報基盤整備実証検討その 2 業務 報告書</td><td>1 式</td></tr></table>	貸与資料	数量	北総中央地区施設管理図（西夕末端用水路）	1 式	平成 20 年度 西夕末端用水路設計業務報告書	1 式	令和 5 年度 ICT モデル事業 北総中央地区情報基盤整備実証検討業務 報告書	1 式	令和 7 年度 ICT モデル事業 北総中央地区情報基盤整備実証検討その 2 業務 報告書	1 式	
貸与資料	数量											
北総中央地区施設管理図（西夕末端用水路）	1 式											
平成 20 年度 西夕末端用水路設計業務報告書	1 式											
令和 5 年度 ICT モデル事業 北総中央地区情報基盤整備実証検討業務 報告書	1 式											
令和 7 年度 ICT モデル事業 北総中央地区情報基盤整備実証検討その 2 業務 報告書	1 式											
(貸与資料の取扱い) 第 2－3 条	特別仕様書第 2－2 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 1. 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 貸与資料は原則として、初回打合せ時一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。											
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 の「作業項目内訳表」に示すとおりである。 本業務において実施する資料の検討結果及び関係機関との協議、資料収集結果等によって、作業項目、内容を変更する場合がある。											
(作業の留意点) 第 3－2 条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 特別仕様書第 2－2 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示しなければならない。 (2) 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。											

項 目	内 容	備考
(技術提案の履行) 第 3 - 3 条	(3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。なお、計算結果等の取りまとめにあたっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるように留意するものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1 - 1 1 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。	
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条	(1) 打合せ時期 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せは、管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ (ICT 機器の制御内容検討段階) 第 3 回 中間打合せ (データ分析による効果検証段階) 第 4 回 中間打合せ (PR 資料作成段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (2) 打合せ場所 第 2 回打合せについては、実証ほ場（千葉県八街市）で実施するものとし、それ以外の打合せについては、WEB により実施するものとする。	

項 目	内 容	備考
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。	
(成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所 千葉県柏市根戸 4 7 1－6 5	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2 章に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3 章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4 章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4) 第 5 章に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等の対外的協議等により、業務計画等に変更が生じた場合 (7) 設置機器に不具合が生じ、交換等の必要が生じた場合 (8) 点滴かんがいの実施に当たり、新たな機器を設置する必要が生じた場合 (9) その他重要な変更が生じた場合	
第 7 章 業務スライドの試行 (業務スライドの試行) 第 7－1 条	1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく	

項 目	内 容	備考
第8章 定めなき事項	業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 2）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 3）発注者又は受注者は、2）の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 4）変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 5）2）の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2）中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 6）予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2）～5）の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 7）6）の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 8）4）及び7）の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2）、6）の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 9）業務スライドの試行に係る運用については、1）に記載の通知に基づくものとする。	

項 目	内 容	備考
(定めなき事項) 第 8－1 条	この特別仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

〔 作 業 項 目 内 訳 表 〕

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 業務準備			
1-1. 準備作業	貸与資料の内容を把握・整理するとともに、業務に必要な各種資料の収集を行い、業務実施計画を作成する。	1 式	
1-2. 現地調査	対象とするモデル農地の現地調査及び農家への聞き取りを行い、営農状況及びかん水形式並びに過年度に設置した機器等を把握する。	1 式	
2. ICT機器の監視項目の整理及び制御内容の検討	貸与資料、現地調査結果及び施設管理者等関係者との打合せを踏まえ、各種制御項目における制御手法と設定値の検討を行う。 【条件】 ・監視項目 ハウス内の温度、ハウス内地温、ハウス内湿度（相対湿度）、土壌水分、ハウス外の温度（気温）、ハウス外風速、かん水量 ・制御項目 かん水作業、ハウス側部（カーテン）の開閉作業 ・ハウス内での栽培は、春夏期のスイカ、夏秋期のトマトを想定。 ・かんがい方式は、頭上散水方式及び点滴かんがい方式	1 式	
3. データ収集及び分析による効果検証			
3-1. 春夏スイカ	ICT機器の導入の有無による収量、品質、営農経費について、それぞれデータを収集・分析し、効果の検証を行う。	1 式	
3-2. 夏秋トマト	ICT機器の導入の有無及び用水の種類（北総用水と井戸水）による収量、品質、営農経費について、それぞれデータを収集・分析し、効果の検証を行う。	1 式	
4. 他の畑地経営体におけるICT機器導入条件の整理	令和6～8年度までの3か年の実証試験の結果を踏まえ、北総中央地区においてICT機器導入を推進すべきほ場及び作物などの条件を整理する。	1 式	
5. ICT機器導入に向けたPR資料の作成	上記4の結果を踏まえ、北総中央地区内の農地でICT機器の導入に向けた同機器による効果等のPR資料を作成する。 規格：A4両面	1 式	
6. 点検取りまとめ	各作業項目について点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

【参考】令和8年度 ICTモデル事業 北総中央地区情報基盤整備実証検討その3業務（仮称） 実証ほ場の現況について

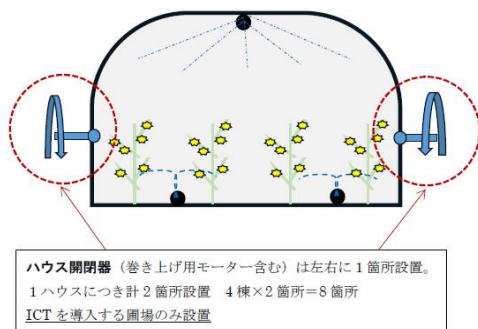
1. 実証圃の位置等

- ・ 既設井戸水を使用（配管φ50）
- ・ ハウス近くに北総中央用水の給水栓あり、過年度業務によりハウスに接続済



2. ハウスの設備

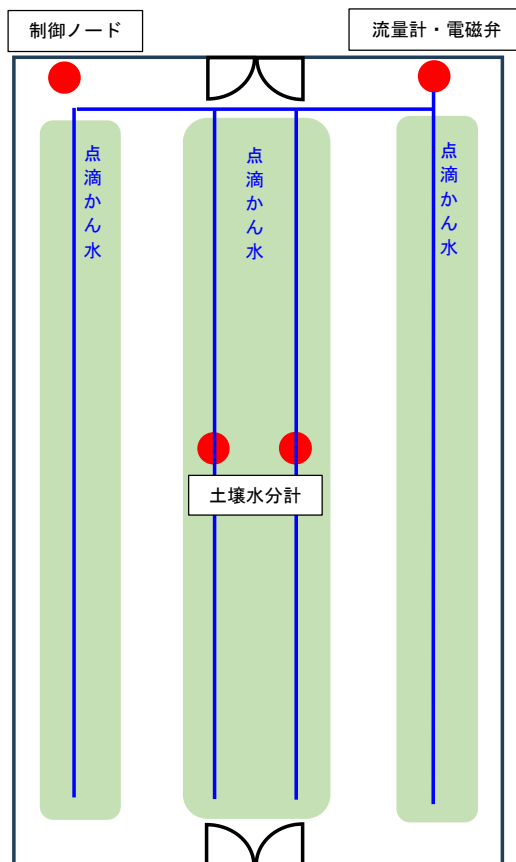
- ・ W4.6m×L54.6m×H2.3m、骨φ20
- ・ ICT機器：（株）サカタのタネ「アルスブラウト」



内気象ノード…全てのハウスに2箇所ずつ設置。（8棟×2箇所＝計16箇所）
温度・湿度、土壌水分等の各センサを接続する。

制御ノード…ICT導入ハウスに1箇所ずつ設置。（4棟×1箇所＝計4箇所）
かん水をするための電磁弁及びハウス開閉器を制御する。

外気象ノード…ハウスの外に、圃場全体で1か所設置。
ハウス外の温度、湿度、風速等を記録する。



※ 土壌水分計の位置については、業務時に調整する。

